

「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件

(令和8年厚生労働省告示第74号)」

【訪問看護ベースアップ評価料の抜粋】

07 訪問看護ベースアップ評価料

1	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	1,050円
2	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)	
イ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 1	30円
ロ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 2	60円
ハ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 3	90円
ニ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 4	120円
ホ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 5	150円
ヘ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 6	180円
ト	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 7	210円
チ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 8	240円
リ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 9	270円
ス	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 10	300円
ル	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 11	330円
ヲ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 12	360円
ワ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 13	390円
カ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 14	420円
ヨ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 15	450円
タ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 16	480円
レ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 17	510円
ソ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 18	540円
ツ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 19	570円
ネ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 20	600円
ナ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 21	630円
ラ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 22	660円
ム	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 23	690円
ウ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 24	720円
ヰ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 25	750円
ノ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 26	780円
オ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 27	810円
ク	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 28	840円
ヤ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 29	870円
マ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 30	900円
ケ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 31	930円
フ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 32	960円
コ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 33	990円
エ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 34	1,020円
テ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 35	1,050円
ア	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅲ) 36	1,080円

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には、区分番号02の1又は区分番号04を算定している利用者1人につき、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)として、月1回に限り算定する。

2 2については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長

等に届け出た訪問看護ステーションが、当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)を算定している利用者1人につき、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)として、当該基準に係る区分に従い、月1回に限り、それぞれ所定額を算定する。

- 3 1については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションにおいて、継続して賃上げに係る取組を実施した訪問看護ステーションについては、所定額に代えて1,830円を算定する。
- 4 1について、令和9年6月以降においては、所定額の100分の200に相当する額により算定する。
- 5 注3に規定する額について、令和9年6月以降においては1の所定額に代えて、2,880円を算定する。
- 6 2のツからアまでに規定する額については、令和9年6月以降に算定する。
- 7 2については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションにおいて、継続して賃上げに係る取組を実施した訪問看護ステーションについては、所定額に代えて、令和8年6月以降は次に掲げる額を算定する。

イ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 1	40円
ロ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 2	80円
ハ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 3	120円
ニ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 4	160円
ホ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 5	200円
ヘ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 6	240円
ト	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 7	280円
チ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 8	320円
リ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 9	360円
ス	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 10	400円
ル	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 11	480円
ヲ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 12	560円
ワ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 13	640円
カ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 14	720円
ヨ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 15	800円
タ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 16	880円
レ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 17	960円
ソ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 18	1,040円

- 8 2については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションにおいて、継続して賃上げに係る取組を実施した訪問看護ステーションについては、所定額に代えて、令和9年6月以降は次に掲げる額を算定する。

イ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 1	40円
ロ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 2	70円
ハ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 3	110円
ニ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 4	140円
ホ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 5	180円
ヘ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 6	210円
ト	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 7	250円
チ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 8	280円
リ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 9	320円
ス	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 10	350円

ル	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 11	390円
ヲ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 12	420円
ワ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 13	460円
カ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 14	490円
ヨ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 15	530円
タ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 16	560円
レ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 17	600円
ソ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 18	630円
ツ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 19	670円
ネ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 20	700円
ナ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 21	780円
ラ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 22	810円
ム	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 23	890円
ウ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 24	920円
キ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 25	1,000円
ノ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 26	1,030円
オ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 27	1,110円
ク	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 28	1,140円
ヤ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 29	1,220円
マ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 30	1,250円
ケ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 31	1,330円
フ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 32	1,360円
コ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 33	1,440円
エ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 34	1,470円
テ	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 35	1,550円
ア	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 36	1,580円